

**【重要】必ずお読みください**

## 令和5年度 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象） 採用候補者のしおり

この冊子は、令和5年度に第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の採用候補者となった方が、海外大学院への進学後に奨学金の貸与を受けるために必要な手続きについて記載しています。

【問い合わせ先・書類の提出先】

独立行政法人日本学生支援機構

貸与・給付部 特別採用課 たいよ 海外貸与係

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目18番2号

TEL：(03) 6743-6040（平日 8:30~18:15）

FAX：(03) 6743-6671

ホームページ：

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai\\_yoyaku/  
1shu\\_gakui/kouho.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_yoyaku/1shu_gakui/kouho.html)



※採用候補者になった方は、日本国内の在籍（卒業）校ではなく、直接日本学生支援機構（海外貸与係）へご連絡ください。

※お問い合わせの際は、採用候補者決定通知に記載された登録番号（「2023KGL」から始まる番号）をお知らせください。

## はじめに

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）採用候補者となられた皆さんは、海外大学院の正規課程（学位が取得できる課程）に進学した後、所定の手続きにより奨学生として採用されます。

この冊子では進学前～進学後の手続きについて説明していますので、よく読んで手続きを行ってください。正規課程へ進学後、速やかに（3か月以内に）「進学届」を提出しなかった場合は、奨学生として採用されませんので、十分に注意してください。

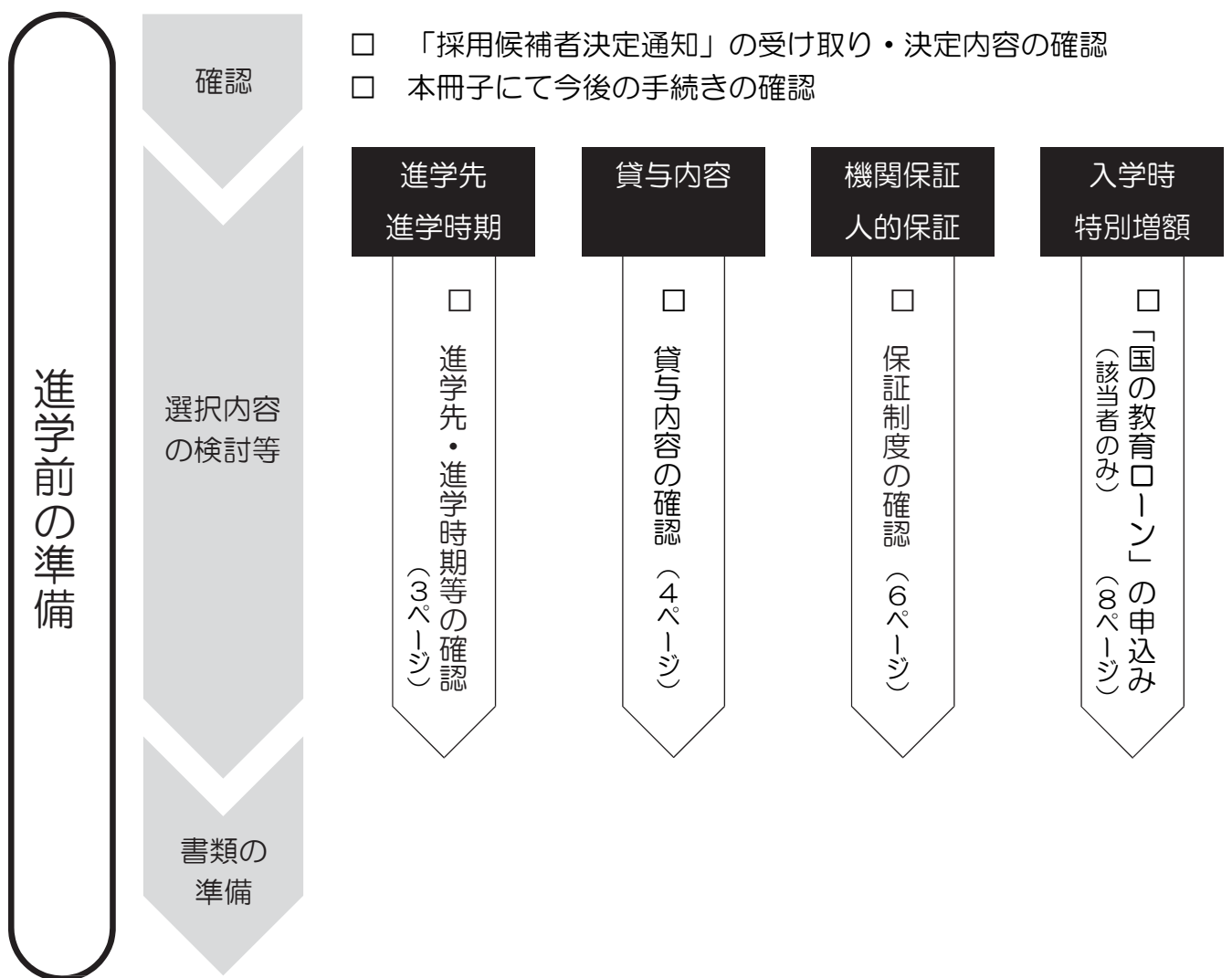
### ～ 目次 ～

はじめに .....	1
採用候補者決定～採用時の手続きの流れ.....	2
I 進学前の準備 .....	3
1. 採用候補者への交付書類.....	3
2. 進学先・進学時期等の確認 .....	3
3. 貸与内容（貸与月額・奨学金振込口座等）の確認.....	4
4. 保証制度の確認 .....	6
5. 「国の教育ローン」の申込み（該当者のみ） .....	8
II 進学後の手続き .....	9
1. 機構への提出書類.....	9
2. 提出期限・提出方法・不備照会 .....	10
3. 「進学届」記入上の注意事項 .....	11
4. 採用・奨学金の振込開始.....	12
5. 採用時の送付書類（奨学金の初回振込後） .....	13
6. 「返還誓約書」の提出（奨学金の初回振込後） .....	14
7. マイナンバーの提出（該当者のみ） .....	15
III 奨学生になってから（参考） .....	16
1. 奨学生になってからの重要な手続き.....	16
2. 奨学生になってからも変更できる事項.....	17
3. 適格認定（毎年1回、奨学金継続願の提出） .....	18
4. 奨学金の返還 .....	18

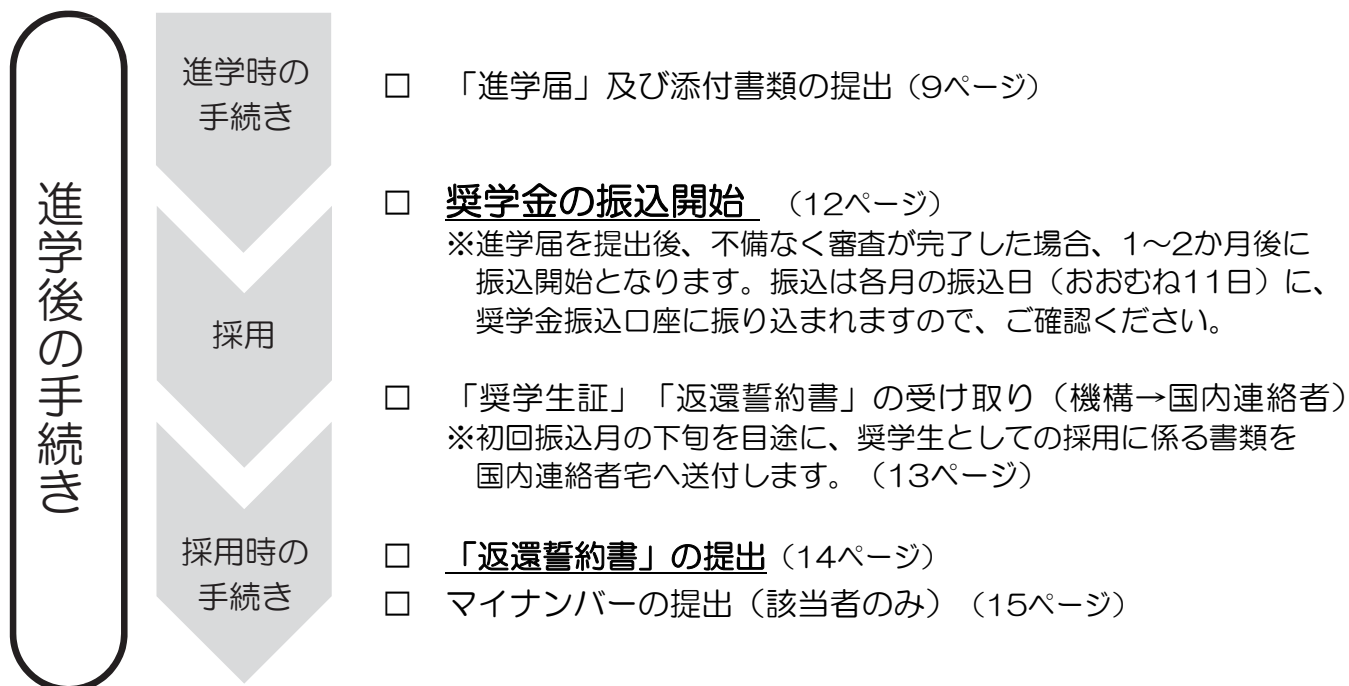
### 【本冊子の用語について】

あなた	採用候補者に決定したあなた本人
機構	日本学生支援機構（海外貸与係）
大学	国内在籍（卒業）大学
採用候補者	予約採用に申込み、選考に通った人
進学届	進学後に機構へ提出する届出様式

# 採用候補者決定～採用時の手続きの流れ



.....奨学金貸与対象の海外大学院へ進学.....



# I 進学前の準備

## 1. 採用候補者への交付書類

採用候補者として決定した人には、下表の書類が配られますので、書類がそろっていることを確認してください。

書類の名称	対象者
「採用候補者決定通知」	全員
「採用候補者のしおり」（本冊子）	
「進学届」	
「進学先変更届」	
「貸与内容変更願」	
「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	対象者のみ

(注) 不足書類がある場合は、あなた（または国内連絡者）から直接機構へご連絡ください。

## 2. 進学先・進学時期等の確認

### (1) 進学先についての注意事項

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支給対象として承認された進学先が、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与対象の進学先となります。

### (2) 進学時期についての注意事項

進学時期等について、一つでも該当する場合は、採用候補者としての資格を失いますので、十分に注意してください。

- ① 令和5年度内（2024年3月31日まで）に海外大学院正規課程に入学できなかったとき。
- ② 進学後、速やかに（3か月以内に）機構が指定する「進学届」等の書類を提出しなかったとき。
- ③ 2023年度海外留学支援制度の採用の資格を喪失したとき。
- ④ 提出書類の不備解消に時間を要し、入学後6か月以内に採用手続きが完了しなかったとき。

### (3) 進学先を変更する場合の手続き

進学先の学校が、奨学金申込時に申請した大学院から変更になった場合は、必ず事前に海外留学支援制度（大学院学位取得型）担当部署に進学先変更の承認を受けたうえで、進学届提出時に、「進学先変更届」を提出してください。

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者としての資格に変更がない場合に限り、奨学生として採用することができます。

### 採用候補者の辞退について

次の①と②の書類を簡易書留またはFAXで、機構に直接提出してください。（大学を通す必要はありません。）

- ①「採用候補者辞退届（書式任意）」
  - i) 登録番号（採用候補者決定通知に記載された「2023KGL」から始まる番号）
  - ii) 氏名
  - iii) 辞退理由を記入
- ②「採用候補者決定通知」のコピー

## 3. 貸与内容（貸与月額・奨学金振込口座等）の確認

### 貸与内容（貸与月額・奨学金振込口座等）を変更する場合の手続き

奨学金申込時に指定した次の（１）～（５）の変更手続きを希望する場合、または氏名に変更<sup>（注）</sup>があった場合は、「進学届」提出時に「貸与内容変更願」を添付してください。

（注）氏名が変更となった場合は、必ず金融機関で奨学金振込口座名義人の改氏名手続きを行ってください。

提出書類	提出時期
「貸与内容変更願」	進学届提出時

### （１）貸与月額

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与月額は下記のとおりです。

大学院修士課程		大学院博士課程	
50,000円	88,000円	80,000円	122,000円

### （２）奨学金振込口座

奨学金振込口座の変更を希望する場合は、取扱い可能な国内の金融機関の本人名義の口座を指定するよう留意してください（「貸与奨学金案内」6ページ参照）。

### （３）入学時特別増額貸与奨学金

増額貸与額の変更は、奨学金申込時に増額貸与を希望された方のみ行うことができます。

増額貸与額は、下記のとおりです。なお、増額貸与額の申込みについては8ページを参照してください。

入学時特別増額貸与奨学金貸与額（増額貸与額）				
100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	500,000円

#### (4) 入学時特別増額貸与奨学金の利率

入学時特別増額貸与奨学金の返還利率は、選択した「利率の算定方法」により貸与終了時に決定します。

入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の初回振込時に全額振り込まれ、その時点で利率が確定するため、その後は利率の算定方法の変更はできません。

##### 利率の算定方法

「利率固定方式」：貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される方式

「利率見直し方式」：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す方式

《参考》2023年4月に貸与終了した者の返還利率

貸与種別	利率の算定方法	利率 (%)
増額貸与額	利率固定方式	0.937
	利率見直し方式	0.400

#### (5) 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の返還方式

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の返還方法は、「定額返還方式」と「所得連動返還方式」のいずれかを選択します。なお、入学時特別増額貸与奨学金については、「定額返還方式」のみとなります。

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）のみ	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）、入学時特別増額貸与奨学金
マイナンバー	提出が必要	提出不要
保証制度	機関保証に加え人的保証への両方の加入が必要	機関保証に加え人的保証への両方の加入が必要
返還月額の算出	前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出（「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12） ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくこととなります。	貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで定額で返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能（減額返還制度は利用不可）	減額返還制度、返還期限猶予制度が利用可能

## 4. 保証制度の確認

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けるには、**機関保証と人的保証（連帯保証人と保証人を選任）の両方の保証が必要です。**

あなたが返還者となった際に万一延滞が生じた場合は、機構は次の順に返還の督促を行います。

- ①機構は奨学生（返還者）であるあなたに請求します。
- ②機構は連帯保証人・保証人に請求します。
- ③機構は保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という）へ代位弁済（あなたに代わり弁済すること）を請求します。  
代位弁済後、保証機関からあなたへ原則一括請求します。

### （1）機関保証制度

機構から協会に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。

保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です。**保証料は、機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、あなたに代わり協会に支払います。**

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出し、進学届提出後に交付される「奨学生証」でお知らせします。

なお、奨学金返還時には、機関保証料を含む貸与総額を返還していただきます。保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

#### ＜参考＞機関保証料（目安）

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士課程	50,000	24	1,200,000	144	1,517
	88,000		2,112,000	168	3,054
博士課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629

（注1）上表の保証料月額は、2023年度に新たに奨学生として採用された方に適用されたものです。

（注2）保証料月額は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。

（注3）毎月の奨学金が第一種奨学金であっても、入学時特別増額貸与奨学金は第二種奨学金であり有利子です。入学時特別増額貸与奨学金分の保証料は、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれるときの1回払いとなります。

## (2) 人的保証制度

奨学金申込時に選任した連帯保証人、保証人を変更したい場合は、「進学届」に記入することと変更可能です。ただし、それぞれ選任条件を満たす人を選任してください。また、保証人等になることをお願いし、必ず承諾をもらってください。奨学生採用時に提出する「返還誓約書」には、保証人等の自署押印、印鑑登録証明書等の提出が必要です。

**連帯保証人**・・・奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

★原則として、**父または母**です。

次の①～④の条件のすべてを満たす人を選任してください。

選任要件
①あなたの父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の方。
②あなたの配偶者・婚約者でない方。
③未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない方。
④あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方。

**保証人**・・・あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となります（分別の利益）。また、保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（検索の抗弁権）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（催告の抗弁権）。

※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

★原則として、おじ・おば・兄弟姉妹等、**父母以外**の4親等内の親族です。

次の①～⑦の条件のすべてを満たす人を選任してください。

選任要件	備考
①父母以外の方。	(注1) 例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。 ・離婚により親権を失った父母 ・あなたの養子縁組により親権を失った実父母 ・配偶者の父母
②あなた及び連帯保証人と別生計の方。	—
③あなたまたは連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。	—
④4親等以内の親族。	(注1) 例外として、4親等以内の親族でない方を選任できる場合があります。
⑤進学届記入日時点で65歳未満の方。	(注2) 例外として、進学届記入日時点で「65歳以上」の方を選任できる場合があります。
⑥未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない方。	—
⑦あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方。	—

(注1) 進学届提出時に、保証人の「(あなたとの)続柄」を「知人」として記入してください。また、「返還誓約書」を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です。(14ページ参照)

(注2) 「返還誓約書」を提出する際に、本人・連帯保証人が連署した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。(14ページ参照)



## 国内連絡者について

あなたが海外の大学院に留学した後の奨学金の手続きは、国内連絡者を通して行います。

**国内連絡者には、原則として、連帯保証人になる人を選任してください。**ただし、連帯保証人に選任した人が国内に在住していない等の場合は、確実に連絡の取れる別の人（原則として、父または母）を選任してください。

また、奨学金貸与中に、**国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ず住所変更の手続きを行ってください。**

## 5. 「国の教育ローン」の申込み（該当者のみ）

機構の「入学時特別増額貸与奨学金」は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、低所得等を理由に、融資を受けられなかった世帯の学生を対象とする奨学金です。

採用候補者決定通知に記載された内容に応じて、所定の手続きが必要な場合があります。

なお、奨学金申込時に「入学時特別増額貸与奨学金」を希望されていない方は、増額貸与を受けたり、新たに申し込むことはできません。

### （1）採用候補者決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金希望あり（日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の**申込必要**）」と記載のある方

**進学届提出前に**保護者等が公庫へ「国の教育ローン」の申込みをする必要があります。入学時特別増額貸与奨学金を受けるためには、「国の教育ローンに申込みをしたけれども、審査の結果、低所得等を理由に融資を受けられなかった」ことを証明する書類（下表①～②）を**進学届提出時に**、提出していただきます。

提出書類	書式
①「入学時特別増額貸与奨学金」に係る申告書	機構発行
②融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー ※圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。	公庫発行

### （2）採用候補者決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金希望あり（日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の**申込不要**）」と記載のある方

公庫へ「国の教育ローン」を申込みする必要はありません。**進学届提出時に**「入学時特別増額貸与奨学金」欄の「希望します」にチェックを入れることにより、入学時特別増額貸与奨学金が受けられます。

### （3）「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退する場合の手続き

進学届提出時に「入学時特別増額貸与奨学金」欄の「辞退します」にチェックを入れてください。

## Ⅱ 進学後の手続き

海外大学院へ進学後、速やか（入学日から3か月以内）に指定の書類を機構へ提出してください。審査が完了すると奨学生として採用され、奨学金の振込が開始されます。

### 1. 機構への提出書類

次の書類を提出してください。

書類をご提出いただく前に、下表の口にチェックを入れて、提出書類をご確認ください。

提出書類	書式	対象者
<input type="checkbox"/> A. 進学届	機構所定様式	全員 ※詳細は 11～14ページ を参照
<input type="checkbox"/> B. 「入学時特別増額貸与奨学金」に係る申告書	機構所定様式	該当者のみ ※詳細は 8ページを参照
<input type="checkbox"/> C. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	公庫発行	
<input type="checkbox"/> D. 「進学先変更届」	機構所定様式	該当者のみ ※詳細は 3ページを参照
<input type="checkbox"/> E. 「貸与内容変更願」	機構所定様式	該当者のみ ※詳細は 4～5ページを参照

### ○安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「国・地域別海外安全情報」における「危険レベル」または「感染症危険レベル」がレベル3（渡航中止勧告）以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。


また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>


外務省海外旅行登録「たびレジ」  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 2. 提出期限・提出方法・不備照会

提出期限	海外大学院の正規課程への <u>入学日から3か月以内（必着）</u>
提出先	日本学生支援機構 海外貸与係 ※提出先は、本冊子の表紙に記載しております。
提出方法	<p>インターネットまたは郵送による提出。</p> <p><b>【インターネットによる提出の場合の注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページに掲載している「進学届提出用フォーム」に、提出書類をそれぞれ電子データ化して添付のうえ、送信してください。</li> <li>・添付ファイル名はそれぞれ「登録番号+書類アルファベット（1. の A.~E. のいずれか）+提出回」としてください（登録番号は、採用候補者決定通知や進学届に記載の「2023」から始まる番号です）。 例）登録番号2023KGL9999の人が A. 進学届 を初回提出する場合のファイル名「2023KGL9999A1」 例）上記の登録番号の人が D. 「進学先変更届」を2回目に提出する場合のファイル名「2023KGL9999D2」</li> </ul> <p><b>「進学届提出用フォーム」：</b>  <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_yoyaku/1shu_gakui/kouho.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_yoyaku/1shu_gakui/kouho.html</a></p>  <p><b>【郵送による提出の場合の注意事項】</b>          海外から直接提出する場合はEMS、国内連絡者を通して提出する場合は簡易書留など、必ず配達記録の残る方法で提出してください。          ※個人情報が含まれる書類のため、普通郵便での提出は絶対にしないでください。</p>
不備照会	<p>①提出書類を機構で受理してから、2週間以内を目途に審査を行います。</p> <p>②提出書類に不備があった場合は、審査後1週間以内（機構での書類受理日から3週間以内）を目途に、<u>国内連絡者へ原則として文書で照会</u>します。<u>照会文書は簡易書留で送付しますので、必ず受け取るようにしてください。</u></p> <p>③照会文書を受け取ったら、<u>国内連絡者からあなたに照会内容を伝えてもらい</u>、文書に記載された提出期限までに、書類の訂正や追加書類の提出など、適宜対応するようにしてください。再提出の際もインターネットまたは郵送による提出のいずれも可能です。なお、証明書の取得に時間を要する等やむを得ない理由で提出期限までに対応が難しい場合は、事前に機構へご連絡ください。</p> <p>※<u>機構からあなた（海外）への直接連絡はできません</u>ので、ご了承ください。          ※個人情報保護の観点から<u>メールによるやりとりはできません</u>ので、ご了承ください。</p>

### 3. 「進学届」記入上の注意事項

進学届に記入する際は、次の点に気をつけて記入してください。

 <p>必ず奨学生本人が 記入してください。</p>	 <p>黒か紺の油性ボールペンで 記入してください。</p>
---	--

進学届の項目	小項目	注意事項
①進学先		学校名（日本語・英語）、学年、研究科・専攻（コース）、国・地域名を漏れなく記入。
②本人欄	住民票住所	住民票に記載されている住所を正確に記入。 海外に転出している場合は、国内の最終住所（市町村役場）で発行される住民票の「除票」と同一の住所を記入。
③貸与始期 （入学年月）		海外留学支援制度の支給開始年月を記入。
④貸与終期 （卒業予定期）		海外留学支援制度の支給終了年月を記入。
⑤入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無		<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金予約申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望された方のみ（採用候補者決定通知に「入学時特別増額希望あり」と記載がある方のみ）記入。</li> <li>「希望します」に☑を入れた場合は、採用候補者決定通知に記載された内容に応じて、手続きや書類の提出を行う。（4ページ参照）</li> </ul>
⑥連帯保証人	続柄	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、奨学金申込時に選任した連帯保証人（<b>父または母</b>）を記入。（選任条件は、7ページ参照）</li> <li>連帯保証人は原則、奨学金予約申込時に「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記入した「<b>国内連絡者</b>」と同一人であること。</li> </ul>
	住所	住民票住所を記入。
	勤務先	無職の場合は、「□無職」欄に☑を入れる。
⑦保証人	続柄	原則、おじ・おば・兄弟姉妹等、 <b>父母以外の4親等内の親族</b> （別生計で、成年の人）を記入。（選任条件は、7ページ参照）
	住所	住民票住所を記入。
	勤務先	無職の場合は、「□無職」欄に☑を入れる。
⑧国内連絡者	続柄	原則、国内在住の父母を記入。父母が国内に在住していない場合は、確実に連絡が取れる別の人を記入。
	住所	機構からの通知を受け取ることができる住所を記入。住民票の住所と異なっても可。

## 4. 採用・奨学金の振込開始

進学届等の書類を提出し、審査が完了（書類不備があった場合は、不備が解消）した後、奨学生として採用され、1～2か月後の振込日に初回振込額が振り込まれますので、指定した奨学金振込口座をご確認ください。毎月の振込日は原則11日です（振込日が土日・祝日の場合は、前営業日。4月と5月は変則的で、それぞれ21日と16日）。

なお、初回振込の際は、貸与始期（入学年月）から振込開始月までの奨学金がまとめて（入学時特別増額貸与奨学金を利用する場合は併せて）振り込まれます。

奨学生としての採用決定に係る書類（奨学生証、返還誓約書等）は、初回振込のあった月の下旬を目途に、国内連絡者宅へ送付します。

### 進学届等の提出から振込開始までのスケジュール（例）

※ここでは、書類に不備がない場合を例としています。書類不備があった場合は、初回振込までにさらに時間を要しますので、ご承知おきください。また、システムの関係上、提出のあった日にちにより、初回振込日が前後する場合がありますので、ご了承ください。

事柄	月日（例）	備考
正規課程に入学 （あなた）	9月1日	
		↓
進学届提出 （あなた／国内連絡者→機構）	10月25日 （機構受理日）	入学日（9月1日）から3か月以内に（12月1日までに）機構に届くよう提出
		↓
審査 （機構）	11月1日	書類受理日（10月25日）から2週間以内を目途に書類審査（10ページ参照）
		※不備がない場合 ↓
審査完了 （機構）	11月14日	書類不備の場合、審査日（11月14日）から1週間以内を目途に国内連絡者に照会文書を送付（10ページ参照）
		↓
採用手続等 （機構）	11月中	
		↓
初回振込 （機構→あなた）	12月11日	毎月の振込日は原則11日（振込日が土日・祝日の場合は前営業日。4月は21日、5月は16日）
		↓
採用決定に係る書類送付 （機構→国内連絡者）	12月下旬	奨学生証・返還誓約書等を機構から国内連絡者に送付（13ページ参照）

### 振込時期・振込金額についての確認事項

- 海外の大学院に進学する前に奨学金が振り込まれることはありません。
- 進学後、進学届等の書類を提出しないかぎり、奨学金の振込は開始しません。
- 貸与月額から、機関保証料を差し引いた金額が振り込まれます。
- システムの関係上、初回振込が先、採用決定に係る書類の送付が後になりますので、ご了承ください。

## 5. 採用時の送付書類（奨学金の初回振込後）

奨学生として採用され、奨学金の初回振込が行われると、その月の下旬を目途に、次の書類が国内連絡者宅へ送付されます。

送付書類	対象者	送付書類の説明
奨学生証	全員	奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。
返還誓約書	全員	あなたと機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書（借用証書）です。借用予定金額と保証関係、及び貸与終了後の返還方法を確認し、 <b>機構が定める期限までに、必要書類とともに必ず提出</b> してください。（14ページ参照） ※ <b>提出先は機構ではありません</b> ので、留意してください。
保証依頼書	全員	あなたと保証機関の保証委託契約を明確にする契約書です。 <b>機構が定める期限までに返還誓約書と併せて必ず提出</b> してください。（14ページ参照）
保証人の選任に係る事情書	該当者のみ	やむを得ない理由で、65歳以上の保証人を選任した場合は、 <b>機構が定める期限までに返還誓約書と併せて必ず提出</b> してください。（14ページ参照）
返還保証書・資産等に関する証明書類	該当者のみ	やむを得ない理由で、4親等外の保証人を選任した場合は、 <b>機構が定める期限までに返還誓約書と併せて必ず提出</b> してください。（14ページ参照）
マイナンバー提出用のセット ・マイナンバー提出書 ・【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法 ・提出用封筒	該当者のみ	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の「返還方式」について「所得連動返還方式」を選択した場合は、 <b>マイナンバー提出書に記載された期限までに、必要書類と併せて必ず提出</b> してください（15ページ参照）。 ※ <b>提出先は機構ではありません</b> ので、留意してください。
特に優れた業績による返還免除申請に係る募集概要等	全員	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けた学生で、貸与中に特に優れた業績を上げた人として機構が認定した場合に、 <b>貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度</b> についての案内です。 ※採用時には手続き不要です。

※貸与奨学生のしおり…貸与が始まってから貸与が終了するまでの間の諸手続きや、返還にあたっての注意等が記載されています。ホームページに掲載していますので必ずお読みください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>



## 6. 「返還誓約書」の提出（奨学金の初回振込後）

返還誓約書が国内連絡者宅に届いたら、国内連絡者からあなた（海外）へ送付していただきます。重要な書類ですので、必ずEMSなどの記録に残る方法で送付してください。

返還誓約書は機構の指定する提出先へ定められた期限までに提出しなければなりません（海外とのやり取りが必要なため、提出まで約3か月の期間を設けています）。期限までに「返還誓約書」を提出しない場合、または書類不備が解消されない場合は、翌月からの奨学金の振込を一旦停止します。また、その後も正しく提出されない場合には、既に振込済みの奨学金を全額返金したうえで、採用取消となります。

### （1）自署押印・提出書類の一覧

返還誓約書には、あなた、連帯保証人、保証人の情報が印字されていますので、内容を確認の上、各自が自署押印してください。また、返還誓約書には下表の添付書類が必要です。添付書類は、マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

対象者	提出書類	備考
全員	①「返還誓約書」	あなたの自署、連帯保証人、保証人の自署押印
	②「保証依頼書」	あなた、連帯保証人、保証人の自署
	③「保証人の選任に係る事情書」 ※保証人が65歳以上の場合のみ	あなたの自署、連帯保証人の自署押印 ※「保証人の選任に係る事情書」は該当者のみに同封しています。
あなた	④市区町村発行の「住民票または除票」（原本）	
連帯保証人	⑤市区町村発行の「印鑑登録証明書」（原本）	
	⑥収入に関する証明書類（コピー可）	源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書 など
保証人	⑦市区町村発行の「印鑑登録証明書」（原本）	
	⑧「返還保証書」 ※あなたとの続柄が「知人」に該当する場合のみ	保証人の自署押印 ※「返還保証書」は該当者のみに同封しています。
	⑨資産等に関する証明書類（コピー可） ※あなたとの続柄が「知人」に該当する場合のみ	源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書 など

（注）上表の①、②、④～⑦は全員が提出必須です。

## (2) 割賦方法の選択

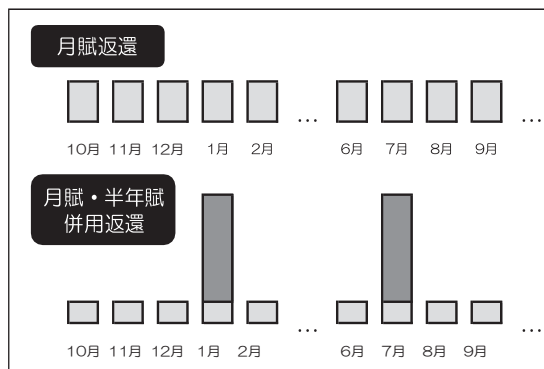
「定額返還方式」を選択した第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び入学時特別増額貸与奨学金については、返還誓約書上で、貸与終了後の奨学金の返還方法（割賦方法）を選択します。選択した割賦方法は変更できませんので、十分検討してください。なお、**所得連動返還方式選択者は「月賦返還」のみ**です。

### ①月賦返還

返還総額を毎月均等に分割して返還

### ②月賦・半年賦併用返還

返還金の半分については毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分については半年賦（1月と7月）で返還する（半年賦分）、月賦と半年賦とを併せた返還方法。



## 7. マイナンバーの提出（該当者のみ）

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の返還方式として「所得連動返還方式」を選択した人は、マイナンバーの提出が必要です。

下表のとおり必要書類を調べて、機構の指定する提出先に、指定された期限までに提出してください（提出先、提出期限は採用時に送付する「マイナンバー提出書」及び「提出用封筒」に記載されています）。

	マイナンバーカードを持っている方	マイナンバーカードを持っていない方
「番号確認書類」	マイナンバーカードの うら面のコピー	「個人番号記載の住民票の写し」のコピーまたは原本等 ※発行日が6か月以内で、発行印があるもの
「身元確認書類」	マイナンバーカードの おもて面のコピー	パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、療育手帳、小型船舶操縦免許証、氏名と生年月日の記載がある顔写真付き学生証等のコピー ※「身元確認書類」は、書類により2点提出が必要な場合がありますので、説明資料「マイナンバー（個人番号）の提出方法」を必ず確認してください。



### Ⅲ 奨学生になってから（参考）

以下は、奨学生として採用された後の手続きに関する内容ですが、ここでは特に重要な点について簡単に説明しています。手続きの詳細は、機構ホームページに掲載されている「奨学生のしおり」及び読替用資料で確認してください。

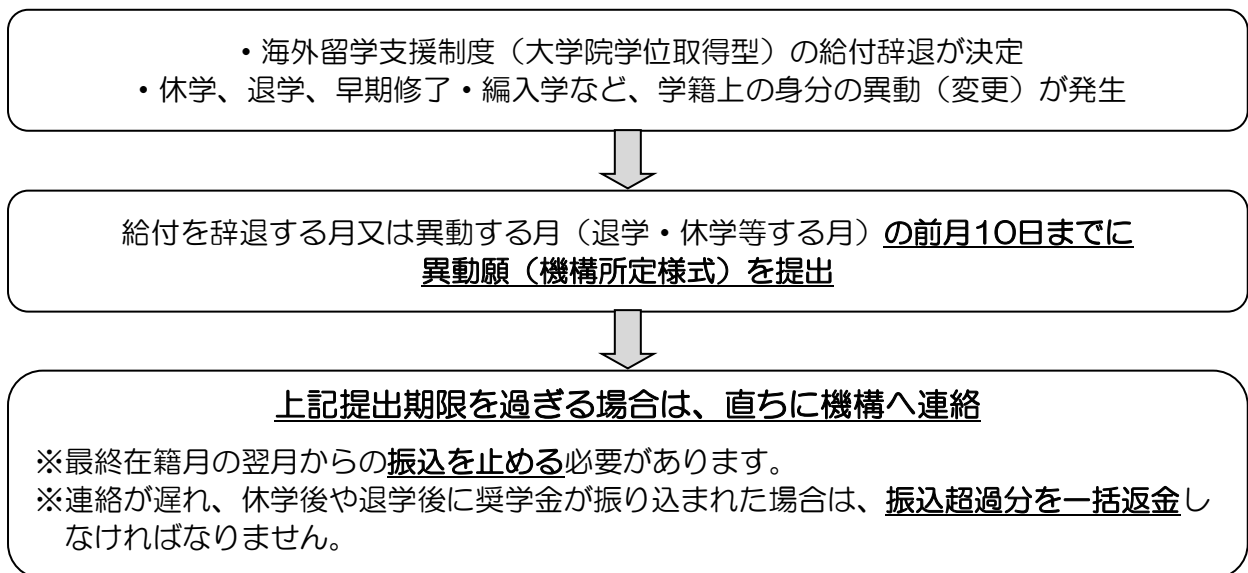


#### 1. 奨学生になってからの重要な手続き

##### (1) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を辞退する場合の手続き ／休学・退学・早期修了・編入学する場合の手続き

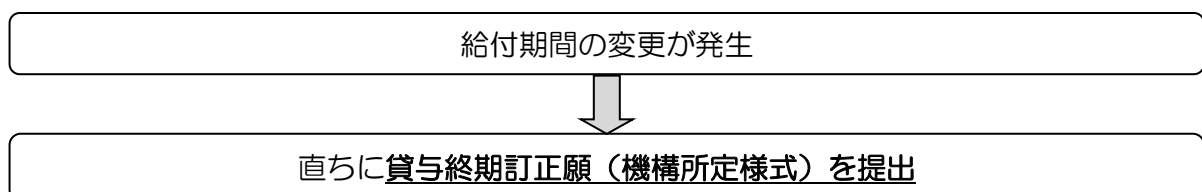
海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を辞退する場合や、在学中に休学、退学、早期修了・編入学など学籍上の身分に異動（変更）が生じた場合は、必ず奨学金の振込を止める手続きが必要です。

手続きが遅れ、貸与が認められない期間に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。



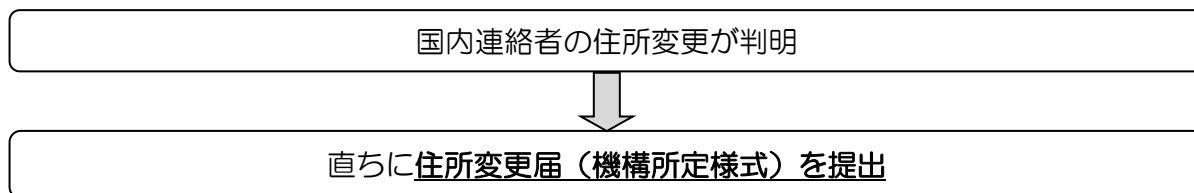
##### (2) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付期間に変更が生じた場合 の手続き

給付期間に変更が生じた場合は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与期間も変更が必要となります。給付期間に変更が生じた場合は、必ず機構へ届け出てください。



### (3) 国内連絡者の住所変更があった場合の手続き

あなたが海外の大学院に留学した後の奨学金の手続きは、国内連絡者を通して行います。確実に連絡が取れるよう、国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ず機構へ届け出てください。



#### 各届出様式について

異動願、貸与終期訂正願、住所変更届等の各届出様式は、機構ホームページをご確認ください。届出によってはインターネット提出可能です。ホームページ内の案内に従って速やかに提出してください。

《各届出様式のホームページ掲載場所》

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai\\_1shu\\_gakui.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_1shu_gakui.html)



## 2. 奨学生になってからも変更できる事項

返還誓約書を提出後に変更できる事項は次のとおりです。

事項	説明
①奨学金の辞退	「返還誓約書」を正しく提出した後は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を受けている人が第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）を途中で辞退する（やめる）ことは、いつでもできます。
②奨学金振込口座	取扱い可能な金融機関にかぎります。（「貸与奨学金案内」6ページ参照）
③貸与月額	入学時特別増額貸与奨学金の額は変更できません。
④連帯保証人・保証人・国内連絡者	選任条件を満たす人にかぎります。（7ページ参照）
⑤返還方式	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）貸与中は「第一種奨学金返還方式変更届」（機構所定様式）を提出することによって、返還方式（15ページ参照）を変更できます。 貸与終了後は、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできませんので、注意してください。（「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更はできますが、マイナンバーの提出が必要です。） なお、入学時特別増額貸与奨学金については、「定額返還方式」のみとなります。

（注）④の手続き、また、③で月額を増額する場合は、連帯保証人・保証人の自署押印と印鑑登録証明書の提出が必要です。

### 3. 適格認定（毎年1回、奨学金継続願の提出）

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用された後も、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間は原則として修業年限の終期（海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支給終了年月）までですが、毎年1回、引き続き奨学金の貸与を希望するか否か（奨学金の貸与が必要か否か）を確認するとともに、奨学生としての適格性が保たれているかの確認（適格認定）をしています。

対象者には、11月中旬を目途に、機構から国内連絡者へ「奨学金継続願」を送付しますので、本人が記入した上で、指定された期限までに提出してください。インターネットによりデータで提出することもできます。

期限までに必要な手続きを怠ると奨学生の資格を失います。また、学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が打ち切られることがあります。

### 4. 奨学金の返還

#### （1）返還確認票の交付・リレー口座への加入

奨学金の貸与終了後、1～2か月後に国内連絡者宅へ返還に関する書類を送付します。

「返還確認票」で、返還回数、割賦金、総返還額などをご確認ください。また、「口座振替（リレー口座）加入申込書」を金融機関の窓口へ提出し、奨学金返還のための振替口座の加入手続きを行ってください。

#### （2）返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）に始まります。

#### （3）口座振替による返還

奨学金の返還は、貸与終了時に指定した口座からの口座振替（引落し）となります。

#### （4）割賦金（毎月の返還額）

貸与総額により「返還期間（回数）」が決まります。また、「返還期間（回数）」および「割賦方法」により、毎月の返還額が決まります（割賦方法の選択については、15ページ参照）。

#### 奨学金貸与・返還シミュレーション

設定した条件にて返還額を試算するシステム「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構のホームページで公開しています。利用登録は必要ありませんので、ぜひご利用ください。⇒ <https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation>

#### （5）繰上返還

貸与終了後はいつでも繰上返還（一部または全部）ができます。詳細は、貸与終了時に送付する「返還のてびき【ダイジェスト版】」を参照してください。

## (6) 救済制度

病気や失業等で返還が困難になった方のために、次の救済制度があります。詳細は、貸与終了時に送付する「返還のてびき【ダイジェスト版】」を参照してください。

### 減額返還

毎月の返還額を1/2（または1/3）に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度です。1年ごとに願い出て、適用期間は**最長15年（180か月）**まで延長可能です。

### 返還期限猶予

経済困難等の理由の場合、原則通算10年を限度として返還を猶予（先送り）する制度です（1年ごとの願出）。

また、貸与終了後に引き続き在学（または進学）する場合、在学している期間は、願出により返還期限が猶予されることがあります。

## (7) 個人情報情報の登録

奨学金の返還開始後から6か月経過後、延滞3か月以上となった場合、「個人情報機関」に個人情報・契約の情報・返還状況が登録される対象となります。個人情報機関に「延滞者」として登録されると、その情報を参照した金融機関等から「経済的信用が低い」と判断されることがあります。

延滞状況に陥らないためには、機構からの奨学金に関する重要な連絡が確実に届くよう、住所変更があった場合は必ず届け出るようにしてください。